

事業番号	136
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	相談支援事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	地域福祉課								
	事業期間	平成18年度			～	平成30年度以降		担当係	障がい福祉係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		9 障がい者(児)福祉		1 相談支援体制を整備します									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	1		目	2		大	5		中	1	
	根拠法令・個別計画	障害者総合支援法														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	障がい者(児)、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行い障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を送れるようにする。														
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <p>いつでも相談に応じ、必要な情報等を提供できるよう常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に相談業務を委託した。 (運営費補助:国1/2、県1/4、市1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度事業所と契約を行い、相談員の人件費及び相談に係る事務費を委託料として支払った。</li> <li>・毎月、各事業所から報告書を提出してもらい、困難なケースについては検討会議を行った。</li> </ul> <p>◆25年度直接経費の内訳 障害者相談支援委託料(60,702千円)</p> <p>※サービス利用計画作成の事務が増えたことに伴い、事業所数は変わっていないが相談員数が8人から11人に増加したため、その分の人件費として委託金額が前年度から大幅に増加している。</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 障害者相談支援委託料(68,866千円)</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	49,596	49,742	60,702	68,866	
		正職員	従事者数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
			人件費	千円	52	52	52	52
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	49,648	49,794	60,754	68,918		
対前年比	%			100.2	122.0	113.4		
財源	一般財源	千円	44,708	45,673	55,161	61,081		
	国・県支出金	千円	4,940	4,121	5,593	7,837		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	相談事業所数	箇所	目標	—	—	—
実績				5	5	5	
業	相談員数	人	目標	—	—	—	—
			実績	7	8	11	
業	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			目標	—	—	—	—
業	相談件数	件	実績	7,219	7,321	8,601	
			目標				
業			実績				
			目標				

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	福祉事業所に相談業務を委託し、各種の相談に応じ、必要な情報の提供等を行った。				
		事業実施における課題	直営でなく、法人の相談支援専門員に相談業務を委託しており、一定の成果はあるものの、相談支援事業所については十分に知られていないため、引き続き周知が必要である。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	障害者総合支援法に基づく事務であり、廃止した場合は需要が高い相談サービスが提供できなくなる。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	サービスを必要とする方に対し漏れなく周知できるよう、保護者会や各種団体説明会などの場で、案内を行っていく。				
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	福祉事業所に相談業務を委託し、各種の相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことで、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を送れるよう一定の成果があるため、現状維持と判断した。					
	27年度以降の改善案	相談支援事業所について周知を図るため、障がい者福祉ガイドブックや障害福祉サービス事業所一覧により、更なるPRに努めるとともに、事業所によって障がい種別(身体・知的・精神)で得意、不得意があることから、総合的な相談体制の充実を視野に入れながら事務を進める。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
		維持